

(別表1)

事業継続力強化支援計画

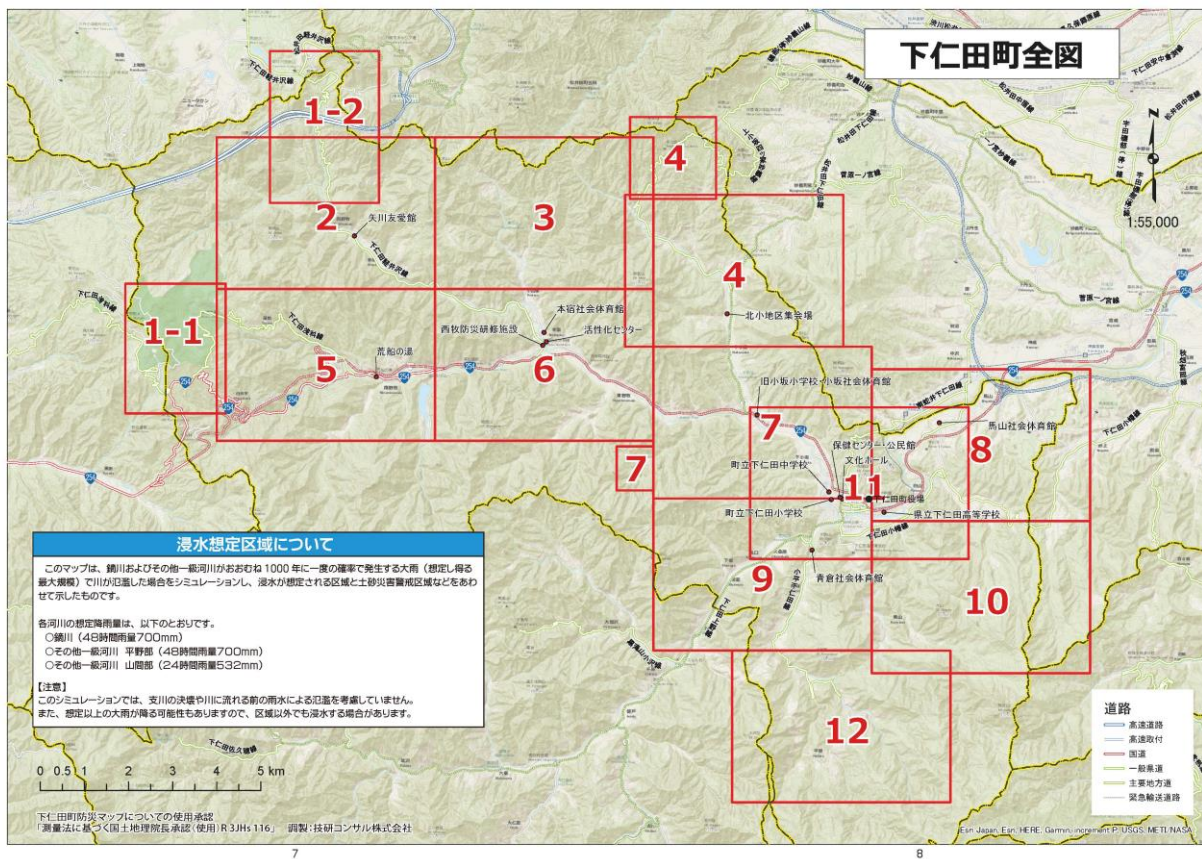
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

下仁田町は、群馬県西南部、標高 261m（役場の位置）にあり、東西 17.5km、南北 10.25km、面積 188.38km<sup>2</sup>の町です。総面積のうち約 85%を山林及び原野が占め、平坦部は少なく、町の東部に鐮川流域の小規模な平野が形成されているほかは、大部分が山腹の複雑な傾斜地で形成されています。

東に富岡市、甘楽町、藤岡市、西に長野県佐久市、南に南牧村、多野郡神流町、北に富岡市、安中市、長野県軽井沢町にそれぞれ接しています。東に平野部が開けていますが、東南に稲含山、中央南に四つ又山、物語山、西南に荒船山、西に物見山、北西に 妙義山、大桁山が外郭をなした、西高東低の盆地形山村です。主要河川は、下仁田市街地付近で北から西に鐮川、谷を異にして、西に南牧川が流れ、南に青倉川、栗山川 が流れています。山間部が多いため、河川は急流で川幅が狭く出水による被害を受けることもあります。



【土砂災害：下仁田町防災マップ】

(土砂災害への警戒)

下仁田町では、土砂災害（特別）警戒区域が多数指定されており、その区域内にある企業、人家等に土砂災害に対する警戒が求められています

(洪水、浸水災害への警戒)

近年の台風や集中豪雨により河川の流下能力を超え、越水や護岸崩壊が複数発生しています。

これらを踏まえ、計画的な河川改修や排水路改修等とそれらの維持管理に、関係団体と連携し取り組んでいく必要があります。さらに、近年の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」の取組が必要です。

(近年の被害状況)

- ・令和1年10月 台風19号（令和元年東日本大震災台風）被害

被害状況

- ・避難所への避難者 避難箇所8箇所 合計660人
- ・住宅被害：土砂流入被害6棟 ・浸水被害44棟
- ・道路・橋梁51箇所・河川18箇所 公園1箇所・林道5箇所



【下仁田町内の被害状況】

【地震：地震ハザードステーション（J-SHIS）】

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間で33%～54%程度の確率で発生すると予想されている。

【洪水：重ねるハザードマップ・群馬県洪水ハザードマップ】

重ねるハザードマップおよび群馬県洪水ハザードマップによると、当会地域においては、浸水の危険性は指摘されておらず、今後も洪水被害の発生は少ないと想定される。

【感染症】

新型インフルエンザは、2009年の大流行以前にも1968年の香港かぜ、1957年のアジアかぜ、1918年のスペインかぜといのように、一定の周期で流行を繰り返している。また、新型コロナウイルスのように、有効な対処方法が存在しない感染症が全国で流行した場合、当町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるほか、事業所の事業継続にも影響を及ぼすことが想定される。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 443人
- ・小規模事業者数 395人

## 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	73	63	地域内に広く分布している
	製造業	106	86	地域内に広く分布している
	卸売業	13	13	地域内に広く分布している
	小売業	96	78	地域内に広く分布している
	飲食・宿泊業	39	39	地域内に広く分布している
	サービス業	67	67	地域内に広く分布している
	その他	49	49	地域内に広く分布している

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災無線の設置
- ・防災備品の備蓄

#### 2) 当会の取組

- ・当会事業継続計画（BCP）の策定
- ・会員被災情報の収集
- ・事業者事業継続計画（BCP）のに関する周知活動
- ・ぐんま共済と連携した損害保険への加入促進

## II. 課題

現状では、自然災害発生時等の緊急時において、下仁田町商工会と下仁田町それぞれによる個別対応にとどまっており、協力体制の重要性に関する具体的な連携体制が整備されていない。加えて、当会と当町ともにBCPを策定しているものの、組織内の職員間による情報共有が十分になされているとは言えず、周知不足となっている。さらに、保険・共済業務については、特定の担当者のみが簡易的な説明を行える程度となっている。

地区内の小規模事業者に対する感染症対策も含めた自然災害等への事前対応に関する啓蒙活動の推進と強化が課題である。

## III. 目標

- ①防災に関するセミナーや会報によって、地区内小規模事業者が自然災害リスクや感染症等リスクの把握および事前対策の必要性を認識するための啓蒙・周知活動を行う。
- ②地区内小規模事業者に対する事業継続力強化計画や事業継続計画の策定支援を強化する。
- ③自然災害等の発生時における連絡体制を円滑に行うため、下仁田町と下仁田町商工会との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ④自然災害の発生後、速やかに復興支援策が行えるよう、また、地域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から強化する。

### ※その他

上記内容に変更が生じた際には、速やかに群馬県へ報告を行う。



## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員による巡回時に、下仁田町ハザードマップや地震ハザードステーション(J-SHIS)等を用いて事業所立地場所の自然災害等の発生リスクを把握・確認する。また、自然災害発生時の影響を軽減させるための取り組みや事前対策について、商工会会員事業所向けの保険制度パンフレットを用いた情報提供および啓蒙を行う。
- ・商工会報や下仁田町広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険・共済保険の概要、事業継続力強化に積極的に取り組む小規模事業者等の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続の取組に関する専門家を招聘し、普及啓発セミナーを実施する。
- ・事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）の策定による実効性の高い取組を推進し、効果的な訓練等に関する指導及び助言を行う。BCPの策定にあたっては、専門家の協力を得ながら経営指導員がサポートを行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がるよう、情報発信だけにとどまらず、経営指導員が巡回時に現場での直接指導を行う。
- ・専門家によるセミナーを通じて、小規模事業者に対し、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策を提供する。

2) 下仁田町商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は平成30年、「事業継続計画」を策定（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・事業継続計画（事業継続力強化計画）策定に精通した専門家との連携を強化し、地域内小規模事業者を対象にした普及啓発セミナーや、保険・融資制度の説明を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介を実施する。
- ・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対して、事業継続力強化のための普及啓発ポスター掲示依頼、共催によるセミナーを開催する。

4) フォローアップ

- ・地域内小規模事業者の事業継続計画や事業継続力強化計画の策定・認定状況をアンケートまたは聞き取り調査によって確認する。
- ・（仮称）下仁田町事業継続力強化支援協議会（構成員：下仁田町商工会、下仁田町）を開催し、取り組み状況に関する情報共有や今後の連携体制の改善について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（台風の場合は令和元年台風19号、地震の場合は東日本大震災と同規模）が発生

したと仮定し、下仁田町との連絡ルートの確認を行う（訓練は1年に1回以上実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命を最優先とし、当会職員と地域住民を守る。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、下仁田町などの関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・自然災害発災直後、速やかに次の順位によって当会職員の安否確認を行う。
  - 順位1. 携帯メール一斉発信による安否確認
  - 順位2. 未回答者に対して1時間後、携帯メール一斉配信による安否確認（2回目）
  - 順位3. 未回答者に対して、携帯電話・自宅電話・緊急電話連絡
  - 順位4. 未回答者に対して1日後、自宅訪問（訪問可能な場合とし夜間は実施しない）
  - 順位5. 未確認者に対して、避難所訪問（可能な限り実施）
- ・安否情報と業務従事の可否、被害情報を当会と当町、群馬県商工会連合会で共有する。
- ・国内感染者発生後には、当会職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがいの徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、下仁田町における感染症対策本部設置に基づく当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・当会職員が電話や現地訪問により被害状況を確認し、とりまとめたうえで、速やかに下仁田町および群馬県商工会連合会と情報共有を行う。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

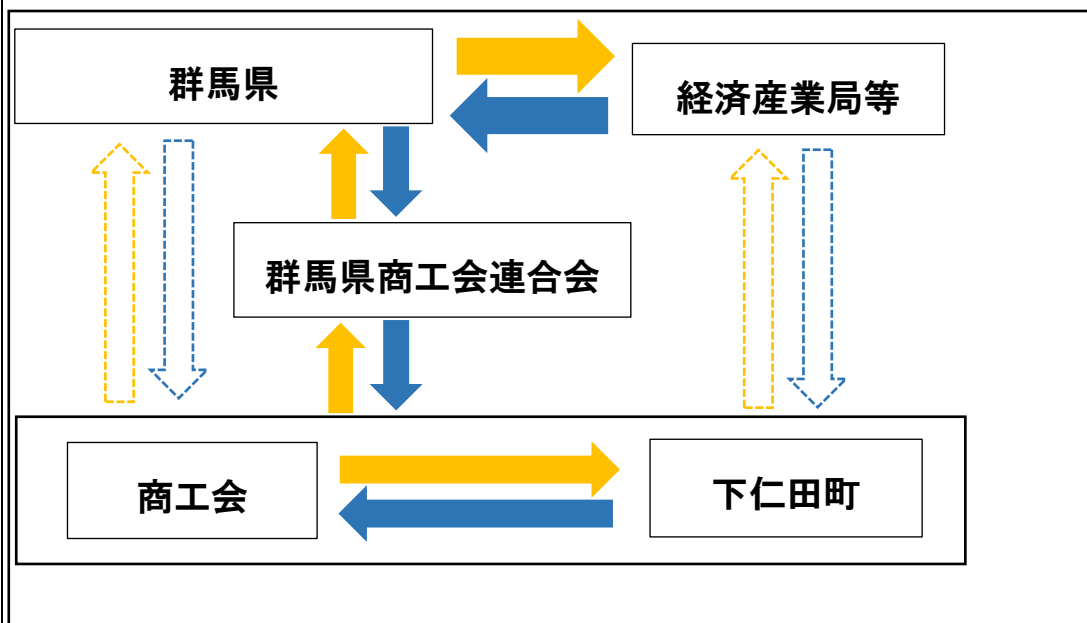
- ・本計画により、当会と当町、群馬県商工会連合会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	1日に2回共有する（午前・午後）
発災後～1週間	1日に1回共有する（午前）
2週間～1ヶ月	1週間に1回程度共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、下仁田町の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
- ・当会と下仁田町と情報共有した上で、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を、当会が群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会が群馬県へ報告する。

(連絡ルート)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・下仁田町と相談窓口の開設方法について相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や群馬県、下仁田町、日本政策公庫等の施策)について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

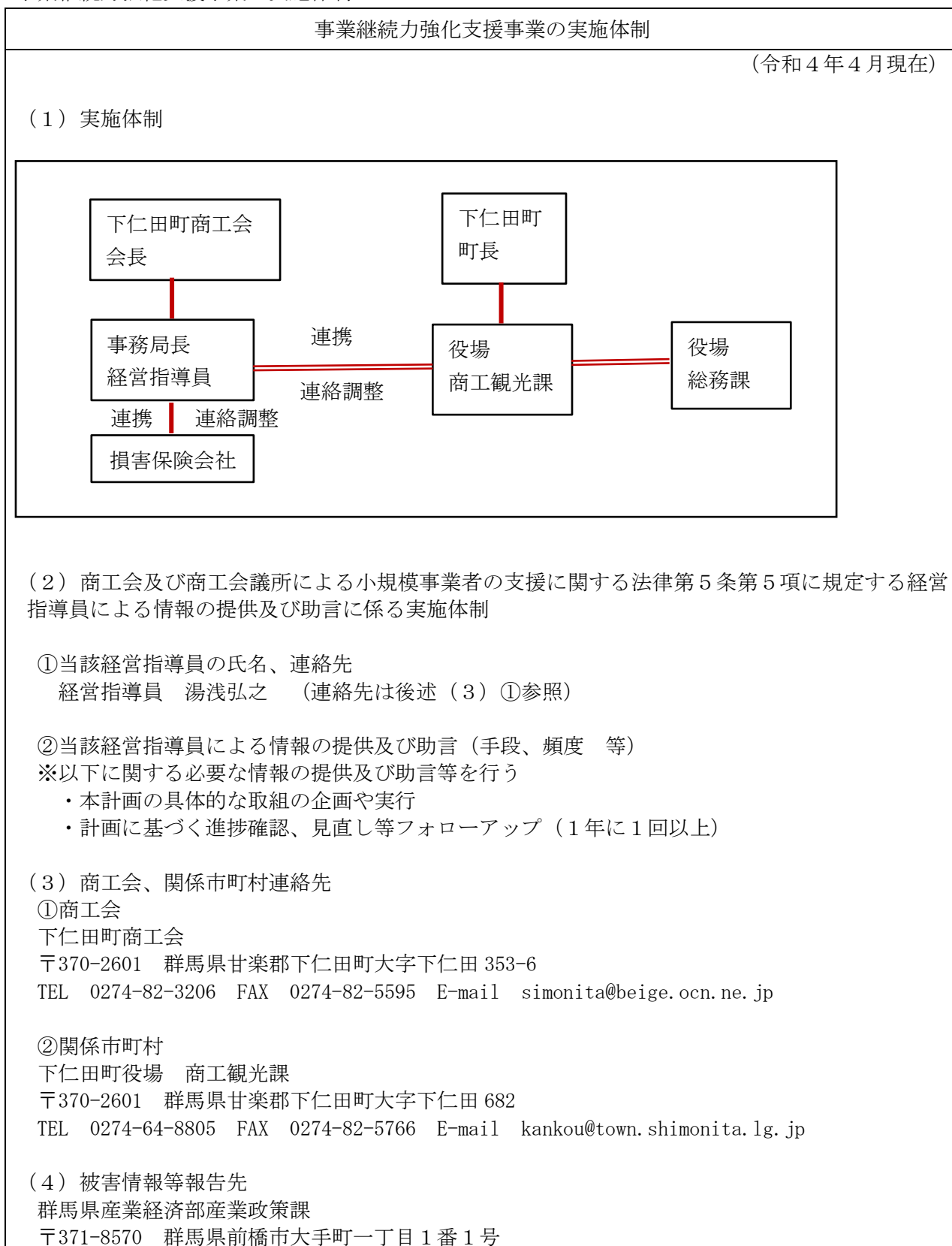
- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受け取る場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





TEL 027-226-3320 FAX027-223-5470

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ作製費	50	50	50	50	50
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・その他経費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、下仁田町補助金、県補助金、事業収入、等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
群馬県商工会連合会 会長 石川修司 〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目 8-1 TEL : 027-231-9779 FAX : 027-234-3378
連携して実施する事業の内容
①専門家セミナーの開催（災害リスクの周知） ②事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）の策定支援
連携して事業を実施する者の役割
①セミナー講師の派遣 ・小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識してもらい、事業継続計画へ向けた取組や対策を強化することができる。 ②事業者BCP（事業継続力強化計画を含む）の策定支援及びフォローアップ ・経営指導時に連携して、BCP（事業継続力強化計画を含む）の策定を支援し、効果的な訓練等に関する指導及び助言を行うことで、実践力を高めることができる。
連携体制図等